

日本同盟基督教団
セクシュアルハラスメント防止細則

セクシュアルハラスメント防止細則

前文

セクシュアルハラスメントは、神のかたちに造られた人間の尊厳を侵害し、キリストの義と愛に反する行為であり、教会にあってはならないものである。しかし教会においても起こりうることであり現に起こっている。第五回日本伝道会議の札幌宣言（2009年）において「各種のハラスメントなど状況は深刻である」と言及されているとおりである。日本同盟基督教団では、セクシュアルハラスメントの防止と対処に取り組む。各個教会における防止や対処については各個教会において取り組むことが望ましい。各個教会で対処困難なケースについては教団として取り組むために細則を定めた。

（目的）

第1条 この細則は、日本同盟基督教団（以下「本教団」という）におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という）の防止及び対応に関して必要な事項を定め、本教団の教師及び信徒の健全な信仰並びに健全な教会の確保を図るものとする。

（定義）

第2条 この細則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

①セクシュアルハラスメント（セクハラ）

他人に不当な不利益や身体的又は精神的苦痛を与える性的な言動。

②二次被害

周囲の人に相談したことにより被害者が不利益や身体的又は精神的苦痛を被ること。

（適用範囲）

第3条 この細則は、本教団の教師及び信徒に適用する。

（ガイドライン）

第4条 本教団は、セクハラが発生した場合における具体的対応等について、別にセクハラ防止相談ガイドラインを定め、ガイドラインに基づいて行うものとする。

（理事長の責務）

第5条 理事長は、本教団におけるセクハラ防止に努めるとともに、セクハラが生じた場合に、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（主任担任教師の責務）

第6条 主任担任教師は、担当する教会におけるセクハラ防止に努めるとともに、セクハラが生じた場合に、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（教師及び信徒の責務）

第7条 本教団の教師及び信徒は、セクハラを防止するように努めなければならない。

(所属部局)

第8条 人格尊厳委員会セクハラ問題担当は本教団社会局に所属する。

(人格尊厳委員会セクハラ問題担当)

第9条 セクハラ防止及び対応のために、教規第81条および教規施行細則第10条に基づき、人格尊厳委員会セクハラ問題担当を設置する。

(啓発活動)

第10条 人格尊厳委員会セクハラ問題担当は、本教団におけるセクハラ防止のために啓発活動を行う。

(相談窓口及び相談員)

第11条 人格尊厳委員会セクハラ問題担当はセクハラ相談に応じるために、セクハラ相談窓口を設置し、相談員を配置する。相談窓口及び相談員に関する事項は人格尊厳委員会セクハラ問題担当が担当する。相談員に関する具体的事項はセクハラ相談ガイドラインに定める。

(傾聴と言葉かけ)

第12条 相談員は相談者の相談に真摯に傾聴し、二次被害を避けながら適宜必要な言葉をかけることとする。

(ヒアリング)

第13条 人格尊厳委員会セクハラ問題担当は必要に応じて、訴えられている人又は関係者からヒアリングを行うことができる。

2 なおヒアリングを行う際には担当理事の許可を要することとし、ヒアリング終了後、担当理事に報告することとする。

3 訴えられている人及び関係者はヒアリングに協力することが望ましい。

(調停)

第14条 当事者(相談者又は訴えられた人)からセクハラに関する調停の申し出があった場合には、人格尊厳委員会セクハラ問題担当は理事会に報告し、理事会が調停の要否を判断する。

2 調停が必要と判断されたときは、担当理事を含めて人格尊厳委員会セクハラ問題担当が調停を行う。

3 不調に終わった場合、当事者の希望があれば、さらに理事会が対処する。

(調査)

第15条 相談者が調査を求めた場合かつ人格尊厳委員会セクハラ問題担当が重大と認めた場合、人格尊厳委員会セクハラ問題担当は理事会に報告し、理事会が調査の要否を判断する。

2 理事会が調査を必要と判断したときは、理事会は調査委員会(特別委員会)を設置し、調査を開始することができる。

3 調査委員会は理事会直属の組織とし、調査委員会は理事会の指揮のもとに置かれる。

4 調査委員会の構成員は、当該事件と関わりのない人物でなければならない。

- 5 調査委員会の構成員は最低3人とし、理事会より1名、人格尊厳委員会セクハラ問題担当より1名、その他理事会が必要と認めた人物若干名により構成される。ただし第4項に抵触する場合はこの限りではない。
- 6 調査委員会の構成員には、理事会がその必要を認めたときは教団外の専門家(弁護士など)を含めることができる。
- 7 委員長及び委員の任期は当該事件に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
- 8 調査委員会の委員長は構成員の理事が務める。
- 9 調査委員会はセクハラ事件の事実関係を明らかにすることを任務とする。
- 10 第9項のために、調査委員会は、当事者及び関係者から事情を聴取して証言を得ることができ、また証拠を収集・保全することができる。
- 11 当事者(相談者及び訴えられた人)並びに関係者は調査委員会の調査に協力しなければならない。
- 12 調査委員会は任務に無関係な調査を行うことはできない。
- 13 調査委員会は証言及び証拠に基づく合理的推論によって事実認定を行う。
- 14 委員は任期中及び任期後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 15 調査委員会は、相談者及び関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害する行為をしてはならない。
- 16 調査委員会は、理由なく相談者への被害そのものを否定するような言動をしてはならない。
- 17 訴えられた人が加害事実を否定し又は相談者の同意に基づく行為であったと主張した場合に、調査委員会は、加害事実の存在又は相談者の同意の不存在を証明する負担を相談者に一方的に負わせることをしてはならない。
- 18 その他、相談者を不当に不利に扱う行為をしてはならない。
- 19 第15項から第18項に違反する行為があったときは、相談者又は関係者は、理事会に対して調査委員会の改善又は当該委員の交替を求めることができる。
- 20 相談者が調査の打切りを申し出たときは調査を中止する。ただし打切りは不適切であると理事会が判断したときはこの限りではない。
- 21 調査は調査委員会立ち上げから180日で終了し、理事会に報告される。
- 22 第21項の報告が理事会で承認された時点で調査委員会は解散する。
- 23 第21項に関し、期間内に事実認定ができない場合、期間を延長することで完了する見込みがあるときは、理事会の判断により調査を最大180日間延長することができる。
- 24 第23項に関し、期間を延長しても調査が完了する見込みがないときには、理事会は調査委員会の調査を終了させることができる。
- 25 調査委員会は事実認定の有無にかかわらず当該事件の調査経過及び結果を理事会に報告しなければならない。
- 26 当該事件に関して、もし戒規委員会が審査することになった場合には、調査委員会は戒規委員会の指揮のもとに置くこととする。
- 27 第26項に関し、すべての証言及び証拠は戒規委員会に開示しなければならない。

(セクハラ行為に対する措置)

第16条 訴えられた人にセクハラ行為の事実が認められた場合には、理事会は、教規、諸規程

及び諸細則により必要な措置を講ずるものとする。

(遵守事項)

第17条 理事会、調査委員会、人格尊厳委員会セクハラ問題担当、及びセクハラ相談窓口相談員は、当事者や関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任期中及び退任後においても任務遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 理事会、調査委員会、人格尊厳委員会セクハラ問題担当、及びセクハラ相談窓口相談員は、相談者に不利益が生じたり、二次被害が生じることのないよう、慎重に対応しなければならない。

3 相談者の意思を確認して事態を対処することを原則とする。ただし、深刻かつ急迫の事態が予見される場合には、相談者の意思の有無にかかわらず、理事会は事態に対処することができる。

附則 この細則は、2015年4月1日から施行する。

2016年 9月改定